

# オイスカ

## 「遺贈・遺産相続ご寄附」

### プログラム



あなたの心が未来に生きる。



## 「遺贈・遺産相続ご寄附」の 特色とお手続き方法

オイスカへのご寄附の方法は、遺言によりご自身の財産(全部または一部)をご寄附いただく遺贈という方法と、ご遺族が財産を相続された上でその一部をご寄附いただく方法がございます。

### 遺言によるご寄附の流れ(遺贈)

#### まずはオイスカにご相談ください

ご本人様のお考えを伺いながら、ご留意いただきたい点についてご説明させていただきます。

#### 遺言執行者をご指定ください

「遺言執行者」とは、遺言者ご本人様に代わって遺言書の内容を実行する方です。専門家(弁護士、行政書士、税理士、信託銀行など)を遺言執行者として指定することをお勧めいたします。  
※詳しくは、当法人総務部にお問い合わせください。

#### 遺言書をご作成ください

遺言者様のご意思を実現するため、法的に有効な遺言書をご作成ください。遺言書の中にご寄附先として「公益財団法人オイスカ」と「寄附金額等」を明記ください。遺言書の方式は、安全で確実な「公正証書遺言」をお勧めいたします。

#### 遺言の執行

ご逝去の報告により、遺言執行者が遺言書に基づき手続きを行います。

### 相続によるご寄附の流れ

#### 相続開始

ご逝去により相続が開始します。

#### 相続開始から10か月以内

ご遺族の方が相続によって受け継いだ財産を、相続税の申告期限内(相続開始から10か月以内)にオイスカへご寄附いただき申告されますと、ご寄附された財産には相続税が課税されません。申告時にはオイスカの発行する寄附金の受領書を添付する必要があります。

#### 【其他のご寄附につきまして】

香典のお返し分を寄附されるケースもあります。また、金銭以外の不動産や株などの証券類、物品等の寄附のお申し出につきましては、当法人総務部までご相談ください。

オイスカへのご寄附  ご寄附をいただく場合は、国内外の特定の活動をご指定いただくことができます。



環境保全のための森づくり、  
マングローブ植林活動など



学校単位での「子供の森」計画  
拡充のための各種支援



東日本大震災復興関連の  
「海岸林再生プロジェクト」



新しい森づくりのモデル  
「富士山の森づくり」プロジェクト

(その他、国内外ともに必要とされるプログラムを多数支援しています)

- 各研修センターでの人材育成事業
- 海外活動拠点周辺での学校支援
- 農村・地域開発、女性生活改善のためのプログラム など

#### 40歳以上の5人に1人が、遺贈を考えられています

調査によると、2016年の1年間に何らかのご寄附を行った人は45.4%。さらに、40歳以上の日本人の21%が人生の集大成として資産の一部を遺贈として寄附してもよいと考えています。  
(寄付白書2017, 日本ファンドレイジング協会)

#### 税制上の優遇措置について

公益財団法人オイスカは内閣府認定の公益法人ですので、当法人への寄附金については税制上の優遇措置が受けられます。  
◎遺贈、相続財産による寄附金には、相続税は課税されません。  
◎所得税や一部自治体の住民税も一定の範囲で控除対象となっています。  
※詳しくは、国税庁または当法人のホームページ等でご確認ください。

【遺贈・相続によるご寄附に関するお問い合わせ(担当:総務部)】

# 想いは、海を越えて、時を越えて。 あなたの遺志が、世界を変える。

2015年1月の相続税増税により、  
広く関心が高まっている「遺贈」。  
オイスカに託していただいた想いをつなぎ、  
人と人、人と自然が調和する世界を築きます。



## 大切な資産をどう遺すか

長い人生を通して築き上げられた資産  
だからこそ、どのように後世に託すのか、  
想いをつなぐのかということは、何より大切  
な問題です。いつの日も共に歩んでくれた  
妻に全財産を遺したい、あるいは老後の世  
話をよくしてくれる長男の嫁にも遺した  
いなど、身近な親族に心を寄せる方も多  
いでしょう。また、ボランティア活動に関心を  
抱き、国際貢献や社会貢献への活用をお  
考えの方もいらっしゃるでしょう。

## 増税で関心が高まる相続対策

その一方で、2015年1月の相続税

増税を契機として、相続対策が広く関心  
を集めるようになりました。この増税で、

基礎控除額は「5000万円+1000  
万円×法定相続人数」から「3000万円  
+600万円×法定相続人数」へと4割  
縮小されています。例えば、ご主人が  
亡くなられ、奥様と2人のお子様で相続  
をされる場合、以前は8000万円だった  
基礎控除額が、単純計算で4800万円  
まで引き下げられたこととなります。  
そして、それ以上の遺産があった場合には、  
法定相続分に沿って相続税が発生する  
可能性が高まりました。これにより、その  
対策へ配慮する方々が増えているのです。

## 国際社会への貢献

さて、ここで日本という国に目を向けて  
みますと、約70年前の戦後の混乱から  
復興し、高度経済成長期を経て、今や経  
済大国として国際社会の中でも大きな役  
割を担う立場となりました。開発途上国  
をはじめその期待は高く、世界が抱える

課題に対しては、政府や自治体、企業、  
NGOなどオールジャパン体制による貢献  
が強く求められるようになりました。  
私たちオイスカもその一員として、「人々  
がさまざまな違いを乗り越えて共存し、  
自然と調和して生きる世界」を目指し、  
これまで36の国と地域で実績を重ねて  
まいりました。

## 「遺贈」という選択

オイスカの活動は、国内外約5000校  
の子どもたちが森づくり活動を実践する  
「子供の森」計画、有機循環型農業などを  
通じて持続可能な産業の発展に貢献する  
「海外開発協力」をはじめ多岐に渡ります。  
そしてそのすべては、オイスカの理念に  
共感され、ご理解・ご支援をいただいた皆様  
のお力添えにより実現したものです。

こうした活動を、未来へと大きく育ててい  
くために。後世に、より良い世界を築くた  
めに。大切な資産を生かす道として、「遺贈」  
あるいは「遺産相続による寄附」という  
選択について、どうぞご検討をください  
ますようお願いいたします。

## ● 大切なご寄附は、このように生かされています ●

### 環境保全への想いを遺贈に。 いまでも生き続ける父の志。

中村陽子さん（東京都）

陽子さんのお父様は、生前、大手保険会社の役員として活躍。  
1992年にリオで開かれた地球サミットへの出席をきっかけに、  
地球環境保全の大切さを心に刻み、経団連に働きかけて自然  
保護基金を設立した。「初代会長に就任した父は、環境保護へ  
熱心な方からオイスカを紹介され、理念と活動内容に深く感銘を  
受けると、活動を共にするようになりました」。  
その後79歳で旅立たれたお父様は、亡くなるおよそ10日前に、  
陽子さんへ生前贈与による寄附の手続きをとるよう希望。陽子

さんはこの想いを汲み、言葉の通りに遺贈を進めた。  
「今も、オイスカから毎年活動報告が送られてきます。これは  
父の寄附をいつまでも感謝してくれているゆえだと思い、とても  
嬉しく思っています」。対応に満足した陽子さんは、自らもオイスカ  
へ入会。父と同じ環境保全へ、心を傾けている。



### 遺産とともに夫へ託した夢。 国境を越えた地で花開く。

故・中島方子さん（福岡県）

教師として33年にわたり教育に情熱を注いだ方子さん。夫の保文  
さんがオイスカの会員であることから、貧困などで勉強しなくても  
できないインドネシアの教育環境を知り、いつしか「退職したら  
現地に学校を建設しよう」が夫婦共通の夢となった。しかし、志半ば  
で病に倒れると、平成23年、55歳でこの世に別れを告げる――。  
「私が死んだ時は、退職金をインドネシアの学校建設支援に捧げて  
ほしい」。保文さんは方子さんの最後の言葉を胸に、現地住民が  
熱望した「図書館建設」へ向け動き出す。そして平成24年6月、

カラングニアル県ゲンブラック村に“MASAKO BUNKO”と  
名付けられた図書館が完成。その記念式典は、県知事が感謝を  
述べるなど、殊のほか華やかに行われた。  
妻の遺志を受け継ぎ、夢を一つ叶えた保文さん。「次は当初から  
の夢、学校を建設したい。今後も妻と描いた夢に向かって励み  
たい」と、その優しい目は明日を見つめている。

